

決議 16.4 [仮訳]

他の生物多様性関連条約との CITES の協力

日本の名古屋で開催された第 10 回生物多様性条約締約国会議で、生物多様性戦略計画 2011-2020 が策定され、採択されたことを認識し、

生物多様性戦略計画 2011-2020 の施行および愛知目標の達成には、CITES の効果的な施行が必要であることを強調し、

CITES の効果的な施行が生物多様性戦略計画 2011-2020 の施行および愛知目標の施行いかに寄与するかを示すという条約の公約の重要性を強調し、

他の生物多様性関連条約に対する CITES の既存の重大な協力を認識し、

生物多様性連絡グループ、環境管理グループ、そして特に生物多様性リエゾングループを通じた生物多様性関連条約の事務局間の継続的かつ重要な協力を推奨し、

生物多様性条約との協力および相乗効果に関する決議 10.4 (CoP14 で改正)、移動性の野生動物種の保全に関する条約 (CMS) との協力と相乗効果に関する決議 13.3、CITES 戦略ビジョン 2008 ~ 2013 年を想起し、

CITES および他の生物多様性関連条約との協力、調整、相乗効果に関する生物多様性条約および移動性の

野生動物種の保全に関する条約の決定を歓迎し、

多国間環境協定 (MEA) による持続可能な開発に対する重大な寄与を認めた国連持続可能な開発会議の成果文書「私たちが望む未来」を認識し、MEA を締結した国に対し、すべての関連するレベルでの政策の首尾一貫性を推進し、効率を改善し、不必要な部分または全部の重複を減らし、MEA 間の協力と調整を促進するための追加の措置の考慮を認識し、

国内レベルでの首尾一貫した各条約の施行を促進するために生物多様性関連条約間の協力、調整、相乗効果を増大することに顕著な潜在的可能性があることを確信し、

締約国会議は

締約国に対し、関連する全レベルで生物多様性関連条約間の協力、調整、相乗効果を強化するための追加の機会を考慮することを奨励する。

国内レベルでの首尾一貫した各条約の施行を促進するために、生物多様性関連条約および他のパートナーの国内レベルでの拠点間で、締約国が協力、調整、相乗効果を強化するよう勧告する。 ■